

2024

8/8 公証役場 (県内どこでも良い) 浦和
要予約 ため

→ 報の
戸籍謄本、住民票、印鑑証明
特別代理人 予定の方の住民票 (マイナンバー記載必要)
祖父母、おじ、おば、本人
① すべて家裁に提出する書類を作成し出す。

家裁 ② 書類記入
EP紙、CD手 (672 + 800 円)。

8/27 ③ 照会書 (郵送) サインして、10日以内。
(子どもの分は、理解できないので提出しなくてよい)
は、母子手帳を。

10/24 ④ 特別代理人 選任の審判書 届く。

11/2 公証役場 TEL.
(審判書 (父母どちらか1通をよい、コピーでも可)。
特別代理人の身分証明 (マイナンバーカード or 免許証などのコピー)
郵送。

11/7 ⑤ 作成手数料、作成日予約、持参の子ども
任意後見契約公正証書のひらいた) 届いた

11/9 11/28 (木) に予約。

11/28 ⑥ 公証センターに「公正証書作成」 (24,600 × 2)
¥ 49,200.-
(1か月後程で手続を終了。ほか「まか」て。

入所。相談など。お金も動く。

家裁に12月

↑
後見人の制度を使い始める。

1~2ヶ月かか。

亦賀さんからのメモ

①②③・・・が後ろの資料番号と対応しています

特別代理人（親権）の選任の申立てのご案内

1 概要

親権者である父又は母が、その子との間で利益が相反する行為をするには、子のために特別代理人を選任することを家庭裁判所に請求しなければなりません。また、同一の親権に服する数人の子の間で利益が相反する行為についても同様です。

2 申立権者

親権者、利害関係人（原則として、親権者による申立てが期待できない場合のみ）

3 申立先（※下記4の内容は裁判所ごとに異なる場合がありますので直接ご確認ください。）

子の住所地を管轄する家庭裁判所

（さいたま家裁（本庁）の管轄地域：さいたま市、川口市、蕨市、戸田市、新座市、朝霞市、和光市、志木市、上尾市、桶川市、北本市、鴻巣市、蓮田市、北足立郡（伊奈町））

4 申立てに必要なもの

(1) 申立書・・・別紙の記載例を参照（未成年者ごとに記入してください。）

(2) 収入印紙・・・未成年者1名につき、800円分

(3) 郵便切手・・・任意後見契約以外

未成年者1名 752円分（84円×8、10円×8）

※未成年者が1人増すごとに、84円×6、10円×6を追加。

任意後見契約の場合

672円（84円×8）（申立人が1人の場合）

※申立人が2人の場合は84円×2枚を追加。

(4) 添付書類・・・下記のとおり（書類の追加をお願いする場合があります。）

① 未成年者及び親権者の戸籍謄本（全部事項証明書）（3か月以内のもの）

② 特別代理人候補者の住民票（マイナンバーの記載のないもの）又は戸籍附票（3か月以内のもの）

③ 利益相反に関する資料

<遺産分割協議の場合>

⑦遺産分割協議書案

⑧遺産の評価額等を裏付ける資料（コピー可）

不動産・・・登記事項証明書、固定資産評価証明書

預金・・・通帳写し又は残高証明書

自動車・・・車検証、査定結果が分かる資料

株式等・・・証券、評価が分かる資料

⑦子の法定相続分より取得額が少ない場合、その理由を説明する上申書

<抵当権設定の場合>契約書案、不動産登記事項証明書

④ <利害関係人による申立ての場合>利害関係を証する資料（戸籍謄本など）

5 問合せ先（郵送提出の宛先）

〒330-0063 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-16-45

さいたま家庭裁判所家事受付係（048-863-8876, 8844）

←点線部分を切り取って宛名

としてお使いいただけます。

①

令和6年第 号

任意後見契約公正証書

本公証人は、委任者亦賀海斗（以下「甲」という。）
の法定代理人（共同親権者 及び特別代理人 口
口）と受任者 （以下「乙」という。）との囑託
により、次の法律行為に関する陳述の趣旨を録取し、
この証書を作成する。

第1条（契約の趣旨）

甲は、乙に対し、令和6年〇月〇日、任意後見
契約に関する法律に基づき、精神上的障害により
事理を弁識する能力が不十分な状況における甲の
生活、療養看護及び財産の管理に関する事務（以下
「後見事務」という。）を委任し、乙はこれを受任
する。

第2条（契約の発効）

- 前条の任意後見契約（以下「本契約」という。）
は、任意後見監督人が選任された時からその効力
を生ずる。
- 本契約締結後、甲が精神上的障害により事理を弁
識する能力が不十分な状況になり、乙が本契約に

記入例2 遺産分割の協議の場合

2

申立書を提出する裁判所（未成年者の住所地の家庭裁判所）

作成年月日

収入印紙 円		特別代理人選任申立書	
予納郵便切手 円		(この欄に収入印紙800円分をはる。)	
車口印		印紙	
平成 年 月 日		(はった印紙に押印しないでください。)	
申立書提出番号 平成 年 (家) 第 号		申立人 甲野 花子 (印)	
送付書類 ☐ (同じ書類は1通で足りません。書類のために必要な場合は、追加書類の提出をお願いします。) ☐ 未成年者の戸籍謄本 (全部事項証明書) ☐ 親権者又は未成年後見人の戸籍謄本 (全部事項証明書) ☐ 特別代理人候補者の住民票又は戸籍謄本 ☐ 利益相反に関する資料 (遺産分割協議書案、契約書案等) ☐ (利害関係人からの申立ての場合) 利害関係を証する資料		申立人 甲野 花子 (印)	
申立人	住所 〒000-0000 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号 (〇〇方) フリガナ 甲野 花子 氏名 甲野 花子 生年月日 〇〇年〇月〇日生 職業 なし	未成年者との関係	1 父母 2 父 3 母 4 後見人 5 利害関係人
未成年者	本籍 〇〇都道府県 〇〇市〇〇町〇番地 住所 申立人の住所と同じ (〇〇方) フリガナ 甲野 次郎 氏名 甲野 次郎 生年月日 平成 〇年 〇月 〇日生 職業 〇〇中学校		

(注) 太枠の中だけ記入してください。※の部分は、当てはまる番号を○で囲んでください。

平日の日中に連絡のつく番号を記入してください。(携帯電話でも構いません。)

裁判所から連絡がとれるように正確に記入してください。

申立ての趣旨	
特別代理人の選任を求める。	
申立ての実情	
利益相反する者	利益相反行為の内容
※ ① 親権者と未成年者との間で利益相反する。 2 同一親権に属する他の子と未成年者との間で利益相反する。 3 後見人と未成年者との間で利益相反する。 4 その他	※ ① 被相続人 甲野 太郎 の遺産を分割するため 2 被相続人 甲野 太郎 の相続を放棄するため 3 身分関係存否確定の調停・訴訟の申立てをするため 4 未成年者の所有する物件に 1 抵当権 2 抵当権 を設定するため 5 その他 () (その詳細) 申立人の夫、未成年者の父である被相続人 乙太郎の遺産につき、遺産分割の協議をするため。
特別代理人候補者	住所 〒000-0000 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号 (〇〇方) フリガナ オツノ サブロー 氏名 乙野 三郎 生年月日 〇〇年 〇月 〇日生 職業 会社員 未成年者との関係 母方の叔父

(注) 太枠の中だけ記入してください。※の部分については、当てはまる番号を○で囲み、利益相反する者欄の4及び利益相反行為の内容欄の5を選んだ場合には、()内に具体的に記入してください。

当該利益相反行為について利害関係がない人で、特別代理人として適当と思われる方を記入してください。

委任者 未成年者 受任者 申立人 乙太郎
任意後見契約を締結するため。

1、4に該当しないときはここに簡単に記入してください。

特別代理人の選任が必要なる事情を分かりやすく記入してください。

裁判所から連絡がとれるように正確に記入してください。

令和6年8月21日

令和6年(家)第956号

特別代理人選任申立事件

未成年者 [REDACTED]

令和6年8月21日

申立人 [REDACTED] 様

さいたま家庭裁判所家事部審判係

裁判所書記官 [REDACTED]

電話048-863-8810

事務連絡

頭書の事件について、申立人、未成年者及び特別代理人候補者あてに、
照会書を送付しております。

未成年者について、照会書に回答することが難しい、署名押印することが
難しいといったようなご事情がある場合は、照会書にその旨記載し、事
情がわかる養育手帳などのコピーとともに送付してください(令和6年(家)
第955号の申立てでも同じ書面をお送りしています。両事件で共通の資
料はコピーを1通ご提出いただければ結構です。)

以上

様

③

さいたま家庭裁判所審判1係

裁判所書記官 [REDACTED]

電話 048-863-8810 (DI)

照会書

このたび、あなたのお父さんから、任意後見契約を締結するため、[REDACTED]さん
をあなたの特別代理人に選んで欲しいという申立てがありました。

この任意後見契約は、あなたのお父さんが任意後見人となって、あなたの生活、
療養看護及び財産の管理をするという内容となっています。

しかし、お父さんが任意後見人の仕事をするためには、特別代理人という人を別
に選ぶ必要があります。

特別代理人を選任するための審理の資料といたしますので、下記の事項にあなた
の回答を記入し、氏名を書き、印鑑を押して、この書面がお手元に届いてから10
日以内に、同封した返信用封筒を利用して裁判所あてにご返送ください。なお、分
からないところがあれば、担当までご連絡ください。

1. あなたは、任意後見契約の内容を知っていますか。
☐ 知っています。 ☐ 知りません。
2. あなたは、任意後見契約の内容について、反対意見はありませんか。
☐ 反対意見はありません。 ☐ 反対意見があります。
3. 鳥塚政幸さんをあなたの特別代理人として選任することについて、反対意見は
ありませんか。
☐ 反対意見はありません。 ☐ 反対意見があります。

上記のとおり回答します。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

日中連絡が取れる電話番号

令和6年11月5日

様
様
様

さいたま市浦和区高砂3丁目7番2号
浦和公証センター

公証人

担当

電話 048-831-1951

FAX 048-831-6808

Mail: urawa-koushounin@gol.com

任意後見契約公正証書作成の件

大変お世話になっております。
ご依頼頂いております標記に関し、下記のとおりご案内致します。
ご不明な点等ございましたらご連絡頂ければ幸いです。
宜しくお願い致します。

1 手数料	①受任者様分	24,600円
	②受任者様分	24,600円
	合計	49,200円

2 作成日
事前にご都合の良い日時をご予約下さい。
毎週月曜日・火曜日・木曜日の
午前10時から午後4時まで(30分単位)
ただし、12時から13時を除く

3 作成日にご持参頂くもの
忠明様 印鑑登録証明書(3か月以内のもの)・実印
忠明様が申立人となっている審判書をご持参ください。
則子様 印鑑登録証明書(3か月以内のもの)・実印
鳥塚様 マイナンバーカード・認印(シャチハタでないもの)
※官製はがきを2枚ご持参ください。
※印鑑登録証明書を以前ご提出頂いておりましたが、

令和6年第 号

任意後見契約公正証書

本公証人は、委任者(以下「甲」という)
の法定代理人(共同親権者母:及び特別代理
人:と受任者(以下「乙」という)
との囑託により、次の法律行為に関する陳述の趣旨を
録取してこの証書を作成する。

第1条(契約の趣旨)

甲は乙に対し、令和6年11月〇日、任意後見契
約に関する法律に基づき、精神上的障害により事理
を弁識する能力が不十分な状況における甲の生活、
療養看護及び財産の管理に関する事務(以下「後見
事務」という)を委任し、乙はこれを受任する。—

第2条(契約の発効)

- 1 前条の任意後見契約(以下「本任意後見契約」という)は、任意後見監督人が選任された時からその効力を生じる。
- 2 本任意後見契約締結後、甲が精神上的障害により事理を弁識する能力が不十分な状況になり、乙が本任意後見契約による後見事務を行うことを相当と

障がいのある子のために 親がしておくべき 財産対策

あなたのお子さんは今いくつですか？ 親が親権を行使できる未成年のうちに行っておいたほうがいい対策と、それ以降でも間に合う対策とがあります。

☐ 親心後見

夫婦たすき掛けで取り交わす任意後見契約。成人後、子どもの財産管理を親が安心して行うことができます。
⇒ P62

☐ とりあえず遺言

夫が万が一早く亡くなったときに備えて、公正証書遺言を作成しておく。 ⇒ P104

☐ 予備的遺言

想定される相続人が、万が一、先に亡くなってしまった場合に備えて。
⇒ P109、133

子どもが成人になる前からやっておきたい

☐ 通帳、 マイナンバーカード、 印鑑登録証明書

成人後のさまざまな財産に関する手続きをスムーズに行うために、成人前に用意しておきたい。
⇒ P36

2022年4月1日以降は
18歳以上が
成人になります



☐ 任意後見契約 妻

妻が認知症になったり、死亡したりしたときに備えて。 ⇒ P143

☐ 家族間での 信託契約 妻

妻が年老いてきたら。認知症になっても、子の生活が滞らないように。 ⇒ P144

☐ 尊厳死宣言

妻の死に際でも、のこされる障がいのある子に負担がかからないように。 ⇒ P146

☐ 死後事務委任契約

妻が亡くなったあとで、葬儀、墓等の事務処理をやらずともいように。 ⇒ P151

☐ 遺贈寄付

最後に子にのこされた財産を社会的意義の活動に使うために。 ⇒ P157

子どもが成人になってもOK

☐ 生命保険信託

夫が亡くなったあと、妻の財産を守り、妻と障がいのある子が暮らしていくために。
⇒ P99

☐ 任意後見契約 夫

夫が認知症になったり、死亡したりしたときに備えて。 ⇒ P128

☐ 家族間での 信託契約 夫

夫が年老いてきたら。認知症になっても、妻がスムーズに財産を引き継げるように。 ⇒ P129

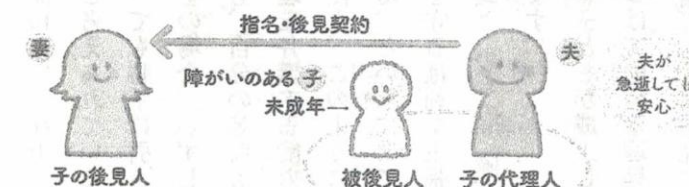
☐ 財産管理等委任契約

任意代理契約とも。妻の身体が不自由になったときに備えて。 ⇒ P140

「親心後見」のしくみ

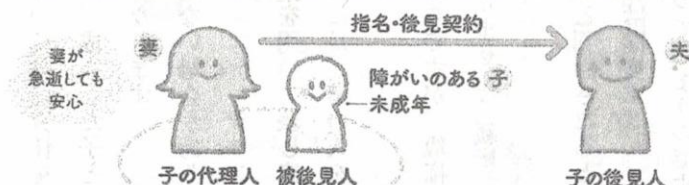
①、②のパターンで、夫婦が互いに障がいのある子の代理人、後見人になり、「たすき掛け」のように後見契約を結ぶ。どちらかが先に亡くなっても、のこったほうがわが子の後見人になることができ、後見の開始時期や自分たちがなきあとの後見人を選ぶこともできる。

① 夫が代理人となり、妻を後見人に指名する



子どもが未成年で、夫が親権を行使し、夫が子どもの法定代理人になり、妻を後見人に指名、妻とのあいだに任意後見契約を結ぶ。

② 妻が代理人となり、夫を後見人に指名する



子どもが未成年で、妻が親権を行使し、妻が子どもの法定代理人になり、夫を後見人に指名、夫とのあいだに任意後見契約を結ぶ。

子どもが成人したら、 「子どもの財産を守る権利」が失われる

民法には「親権」という権利があります。親権とは、一般に親が、成年に達しない子どもに対してもつ権利です。民法の条文では、「親権を行う者は、子の利益のために子の監護及び教育をする権利を有し、義務を負う」とされています。また、「親権を行う者は、子の財産を管理し、かつ、その財産に関する法律行為についてその子を代表する」と定められています。

つまり、子どもが成人するまでのあいだ、親権をもつ親には、子どもを守り育て、子どもの財産を管理するなど、親としての義務と権利が定められているのです。

▼障がい者の親でも、親権は20歳まで

では、子どもが成人すると、どうなるのでしょうか。

親権は消滅し、義務も権利も失われます。成人すれば、自分の行動に責任を取り、財産を管理する能力があると考えられているからです。このため、成人した子どもの預貯金などは、たとえ親であっても勝手に引き出すことはできなくなります。

ところが、知的障がい者の場合、必ずしもこれが当てはまらない場合があります。

例えば、20歳を過ぎてても、自分の名前も書けないとか、コミュニケーションが取れないことを、民法では「事理を弁識する能力を欠く」という言葉を用いて表します。

注意が必要なのは、民法上、このように判断能力のない成人には、その人を守るために「後見人」が必要となる、ということです。

親なのだから、子どもを守る権利を主張すればいいと思いますがですが、親権はあくまで、「子どもが成人するまで」のもの。障がい者も例外ではありません。親権を失うと、財産管理等の権利も失います。

このため、障がいのある子どもが成人し事理弁識能力がないと判断されると、契約等が必要な場合に後見人をつけて財産管理等の権利を渡さなければなりません。そうならば親は、「子どもの財産を親の采配で子どもに使う権利」を失ってしまうのです。

▼成人した子どもに判断能力がないと見なされたら

後見人は、財産管理等に関して親よりも強い権利を有します。障がいのある子どもも大切に育て、誰よりも愛し、理解しているはずの親が、成人を境に子どもの財産を子どものために使う権利を失います。子どもが成人し、子ども自身が財産の手続きをしなければならなくなったとき、この問題は浮上します。預貯金の引き出しなどをする場合には本人の意思確認が必要になります。例えば親が何らかの事故や病気で倒れ、子どもの面倒が見られなくなり、障がいのある子が1人で手続きにのぞんだ際、銀行から後見人を求められることがあるのです。

あとで詳しく述べますが、成人以降に後見人をつける場合、親や親戚が選ばれる可能性は低いのが現状です。親は、子どもの通帳などを見ず知らずの後見人に渡し、子どもの生活や財産が、死ぬまでその人に管理されることになります。親が子どもにしてやりたいことでも、後見人が「不要」と判断すればできません。子どものために積み立てたお金を、親も子どもも自由に使うことができなくなります。信じがたいことですが、こ

れが、今の日本の障がい者を取り巻く「後見制度」の現状なのです。

▼親権を行使できるうちに、対策を打つ必要がある

では、親は最愛の子どもを守る権利をもち続けることはできないのでしょうか。

それには、子どもが成人になる前に、対策を打っておく必要があります。子どもが未成年のうちなら、親には親権という強力な武器があり、その武器を使えば、赤の他人が後見人になることを防げるからです。

事理弁識能力が失われてから法律にのっとって家庭裁判所が後見人を選ぶ制度を「法定後見」といいます。一方、事理弁識能力があるうちに将来に備えて後見人を自分で決める制度を「任意後見」といいます。障がいのある子の場合、成人以前なら親が親権を行使して「任意後見」で後見人をつけることができますが、成人以降、事理弁識能力がないと判断されてから後見人をつける場合には、「法定後見」しか選べません。

第2章以降で詳しく説明していきますが、皆さんにはぜひ、現状をしっかりと理解したうえで、最善の選択をしていただきたいと思います。